

組合員証等について

Q1 所属所とは何ですか。

知事部局、県議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、選挙管理委員会、労働委員会事務局の所属所は、総務事務センターになります。

また、企業局は企業局総務企画課、病院事業局は、本庁は病院事業総務課、各県立病院はその病院となります。

各種申請書類の提出先及び問い合わせ先は、各所属所経由でお願いします。

Q2 組合員証等が交付されるまでの間に、医療機関等を受診したいのですが、仮の組合員証等は交付されますか。

地共済では、組合員証等が交付されるまでの間、仮の組合員証等は交付していません。組合員証等が交付されるまでの間に、医療機関等を受診した場合の医療費については、窓口にて一旦全額自己負担していただくことになります。自己負担した医療費の請求方法については、「共済事務の手引き(第3編第5章 短期給付)」で御確認ください。

Q3 「組合員(船員組合員)資格取得届書」等に記載する基礎年金番号が分からないのですがどうしたらよいですか。

年金手帳を紛失した等、基礎年金番号が不明な場合は、年金事務所等で御確認をお願いします。

Q4 地共済の資格を喪失し次の医療保険に加入する際に、資格喪失証明書が必要と言われたのですが、どのような手続きをとればよいですか。

組合員が、退職や他の共済組合(公立学校共済組合、警察共済組合等)への異動等により、組合員資格を喪失する場合には、転出手続きとして「組合員異動報告書」及びその他必要書類の提出をお願いします。「組合員異動報告書」の様式の右上に、「資格喪失証明書交付希望」欄がありますので、そこにチェックを入れていただくと、組合員の自宅あてに資格喪失証明書を送付します。

また、被扶養者が、被扶養者取消要件に該当する場合は、「被扶養者申告書(取消)」の提出をお願いします。「被扶養者申告書(取消)」の様式の右上に、「資格喪失証明書交付希望」欄がありますので、そこにチェックを入れていただくと、各所属所経由で資格喪失証明書を送付します。

第2編 Q & A

Q5 被扶養者の申告をしたいのですが、申告書の提出が扶養の事実が生じた日から30日を超えてしまいました。どのような取扱いになりますか。

申告書が扶養の事実が生じた日から30日を超えて提出された場合は、所属所の受付日からの認定になります。扶養の事実が生じた日から地共済認定日前の空白期間については、居住する市町村で国民健康保険加入のお手続きをお願いします。

Q6 任期付職員、臨時的任用職員又はフルタイム会計年度任用職員が、任期更新した場合に、新しい組合員証等の発行手続きは必要ですか。

任期付職員等で有効期限が記載されている組合員証等をお持ちの方で、有効期限後も任期更新により引き続き地共済に加入する場合は、新しい組合員証等の発行手続きが必要になります。地共済から自動的に新しい有効期限が記載された組合員証等が交付されるわけではありませんので、職員厚生課ポータルサイト、「共済事務の手引き」等で必要書類を御確認の上、お手続きに遺漏のないよう御注意ください。

Q7 被扶養者認定の添付資料で戸籍謄本を求めています。住民票でも続柄が確認できると思うのですが、戸籍謄本を提出する必要はありますか。

例えば、組合員の子を被扶養者として申告する場合に、地共済で確認が必要な続柄は、「長男」、「二男」といった続柄になります。住民票では「子」と記載されているため、戸籍謄本の提出は必要になります。また、続柄によっては組合員と同居していなければ、被扶養者として認定できない場合がありますので(組合員の義理の父母、甥姪等)、住所及び続柄確認のために、住民票謄本、戸籍謄本の提出をお願いしています。

Q8 組合員が、人事上の都合で単身赴任することになり、被扶養者と別居することになりました。送金の事実が確認できる書類等の提出は必要ですか。

組合員が仕事の都合によりやむを得ず、被扶養者と別居する場合で、将来的には同居する予定がある場合の一時的別居であれば、同居と同じ扱いになりますので、送金の事実が確認できる書類等の提出は必要ありません。申告の際に、「単身赴任手当認定簿」の写しをその他の必要書類と併せて、御提出ください。

被扶養者が仕事の都合で転居した場合は、一時的別居として取り扱いません。また、組合員の義理の父母等、同居要件が必要な親族について、一時的別居として認められず、被扶養者として認定できない場合や追加書類を求める場合がありますので、予め御了承願います。

第2編 Q & A

Q9 被扶養者認定の取消日について教えてください。

①被扶養者が雇用保険を月額 3,612 円以上受給した場合は、雇用保険受給開始日

②被扶養者に事業所得があり、総収入額から必要経費(共済組合が事業に必要な支出であると判定した額)を除いた額が年額 130 万円以上ある場合は、確定申告書の税務署の受付日

③年金受給権が発生したことにより、受給額が年額 180 万円(ただし、60 歳未満の公的な障害年金以外の年金受給者(遺族年金受給者等)の収入上限額は、130 万円。)以上となったときは、当該年金改定通知書等を受領した日

原則として、上記の日をもって被扶養者認定の取消日としていますが、被扶養者の具体的な状況により取消日が異なる場合がありますので、予め御了承願います。

Q10 不安定収入者(パート・アルバイト等)の取消要件等について教えてください。

不安定収入者(パート・アルバイト等)は、次の①及び②の両方を満たしている場合に、取消となります。

①被扶養者申告書の提出があった日の属する月の前月の以前3か月の平均所得が、108,333 円を超えていること。

②将来とも同程度の所得があると予想されるとき。

・今後の毎月の勤務予定日数が、3か月の平均の期間と同程度であるとき。

・組合員本人が将来とも同程度の所得があることを了解しているとき。

3か月の平均所得が、108,333 円を超えていても、年額 130 万円を超えていないことが明らかである場合には、被扶養者認定の取消しにはなりませんので御注意ください。

Q11 任意継続組合員資格取得までの大まかな流れについて教えてください。

①任意継続組合員の資格取得を希望する方は、退職の日から起算して 20 日以内に「任意継続組合員資格取得申出書」を地共済へ提出してください(3月末日退職者は、地共済へ2月末日必着)。

②地共済から「掛金振込依頼書」を発送しますので、納付期限までに掛金を振り込んでください。

③期限内の入金が確認できましたら、任意継続組合員証(被扶養者分も含む。)を御自宅あて発送します。

第2編 Q & A

④組合員は、任意継続組合員証の記載内容を確認し、受領書に氏名記載・押印し、地共済あて返送してください。

Q12 ショートの再任用となった場合、任意継続組合員になれますか。

県に週3日以上 of 短時間勤務(ショート)で再就職した場合、所属先で健康保険に加入するため任意継続組合員になることはできません。

※法改正により、平成27年10月以降、週3日以上 of 再任用短時間勤務は健康保険加入が義務となりました。公的医療保険は二重加入できないため、地共済の任意継続より健康保険が優先されます。

Q13 任意継続組合員を希望しますが、既に認定されている被扶養者について、何か手続きは必要ですか。

退職日時点で認定されている被扶養者で、退職日以降も被扶養者の要件を満たしていれば、自動的に認定継続となります。すでに認定されている被扶養者全員を継続認定する場合、手続きは不要です。

Q14 年度途中からでも任意継続の資格取得は可能ですか。

年度途中からということは、他保険に加入している状態であるため、任意継続の資格取得はできません。

Q15 任意継続組合員の資格喪失手続きについて教えてください。

再就職、国民健康保険へ加入、家族の被扶養者になった場合等、任意継続組合員資格喪失事由に該当する場合は、任意継続組合員資格喪失手続きをする必要があります。次に掲げる書類を地共済まで提出をお願いします。

- ①任意継続組合員資格喪失申出書
- ②交付を受けた全ての組合員証等
- ③新たに取得した健康保険証の写し(喪失年月日を確認するため)
- ④任意継続掛金還付請求書

第2編 Q&A

※資格取得月に資格を喪失した場合を除き、資格喪失月以降の納付月数分を還付します。

※令和4年10月以降は、短期職員の組合員資格取得により手続きに変更が加わる可能性があります。詳細については別途周知しますので、御了承願います。